



株式会社 GOOYA

有料職業紹介事業許可番号 / 13-コ-309877

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を修了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 雇入れ後 1 ヶ月以下の場合 | 紹介手数料の 80% |
| (2) 雇入れ後 1 ヶ月を超え 2 ヶ月以下の場合 | 紹介手数料の 50% |
| (3) 雇入れ後 2 ヶ月を超え 3 ヶ月以下の場合 | 紹介手数料の 20% |

ただし、返戻金制度は「人材紹介基本契約書」または「人材紹介個別契約書」もしくは「人材紹介に関する覚書」により別の定めをする場合があります。